

平成 25 年

奈良市議会 8 月臨時会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 36 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 37 号	市長専決処分の報告について……………	3
〃 第 38 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 39 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 40 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 41 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 42 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 43 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 44 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 45 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 46 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 47 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	25
〃 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	27
奈良市議案第 95 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	29
〃 第 96 号	財産の取得について……………	31
〃 第 97 号	財産の取得について……………	32
〃 第 98 号	工事請負契約の締結について……………	33
〃 第 99 号	工事請負契約の締結について……………	39
〃 第 100 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	45

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年6月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月12日午後3時50分頃、奈良市左京五丁目地内において発生した、環境清美工場の看板が突風にあおられ、停車していた相手方の普通自動車に損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 78,398円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年6月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月2日午後1時30分頃、奈良市西大寺野神町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有地のブロック塀を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 57,750円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月30日午前9時10分頃、奈良市尼辻北町3368番地の1先において発生した、本市の公用車が停止中の軽自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 339,341円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年10月10日午後2時頃、奈良市恋の窪一丁目地内において、相手方が歩道の境界ブロックの破損している箇所で転倒し右足首を負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,843円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月28日午前8時45分頃、奈良市五条三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方敷地内の車止めを破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 80,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年4月23日午前9時40分頃、奈良市大宮町四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方マンション敷地内の花壇を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 59,850円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月3日午前8時40分頃、奈良市敷島町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方敷地内の花壇を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 57,750円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月24日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月21日午後12時10分頃、奈良市歌姫町地内において発生した、本市の公用車が相手方敷地内の壁の瓦を破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 66,150円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月26日午前9時17分頃、奈良市菅原町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 98,115円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月11日午後8時頃、奈良市中山町地内において発生した、下水道のマンホール鉄蓋周辺の陥没のため鉄蓋の角で相手方の軽自動車のタイヤが破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 4,410円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月26日午前8時35分頃、奈良市役所敷地内において発生した、走行していた本市の公用車が駐輪場内の原動機付自転車3台及び自転車2台を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 388,700円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月2日午前8時頃、奈良市尼辻北町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 480,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月31日午後2時頃、第12号（横井）市営住宅地内において発生した、草刈作業中に跳ねた石が、駐車中の相手方の普通自動車の運転者側の窓ガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 146,043円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月11日午後7時55分頃、奈良市鴻ノ池運動公園内において、相手方の原動機付自転車が、公園内通路の路面のアスファルトが円形状に剥がれた箇所を通過した際転倒し、車体を損傷した事故の物件損害について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 27,000円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月6日午後4時30分頃、奈良市左京五丁目2番地内において発生した、本市の公用車が一旦停止中の普通自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,063,944円

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
その他の消防用自動車	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車 (20m級)	1 台

2 契約金額 92,400,000円

3 契約の相手方 大阪市生野区小路東五丁目5番20号
株式会社モリタ大阪支店
支店長 平田 隆吉

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2 契約金額 23,289,000円

3 契約の相手方 奈良市大宮町四丁目459番1
奈良日産自動車株式会社奈良店
店長 北村 肇基

工事請負契約の締結について

月ヶ瀬温泉設備改修その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 月ヶ瀬温泉設備改修その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 261,450,000円
- 4 契約の相手方 奈良市今辻子町24番1
株式会社テクノ菱和奈良営業所
所長 藤本 泰成

月ヶ瀬温泉設備改修その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市月ヶ瀬尾山2681番地

2. 工事規模

敷地面積 4,226.63 m²

延床面積 997.46 m²

(1) 機械設備工事 一式

ろ過設備更新

空調設備(一部)更新

(2) 電気設備工事 一式

高圧受変電設備更新

(3) 建築改修工事 一式

内部改修

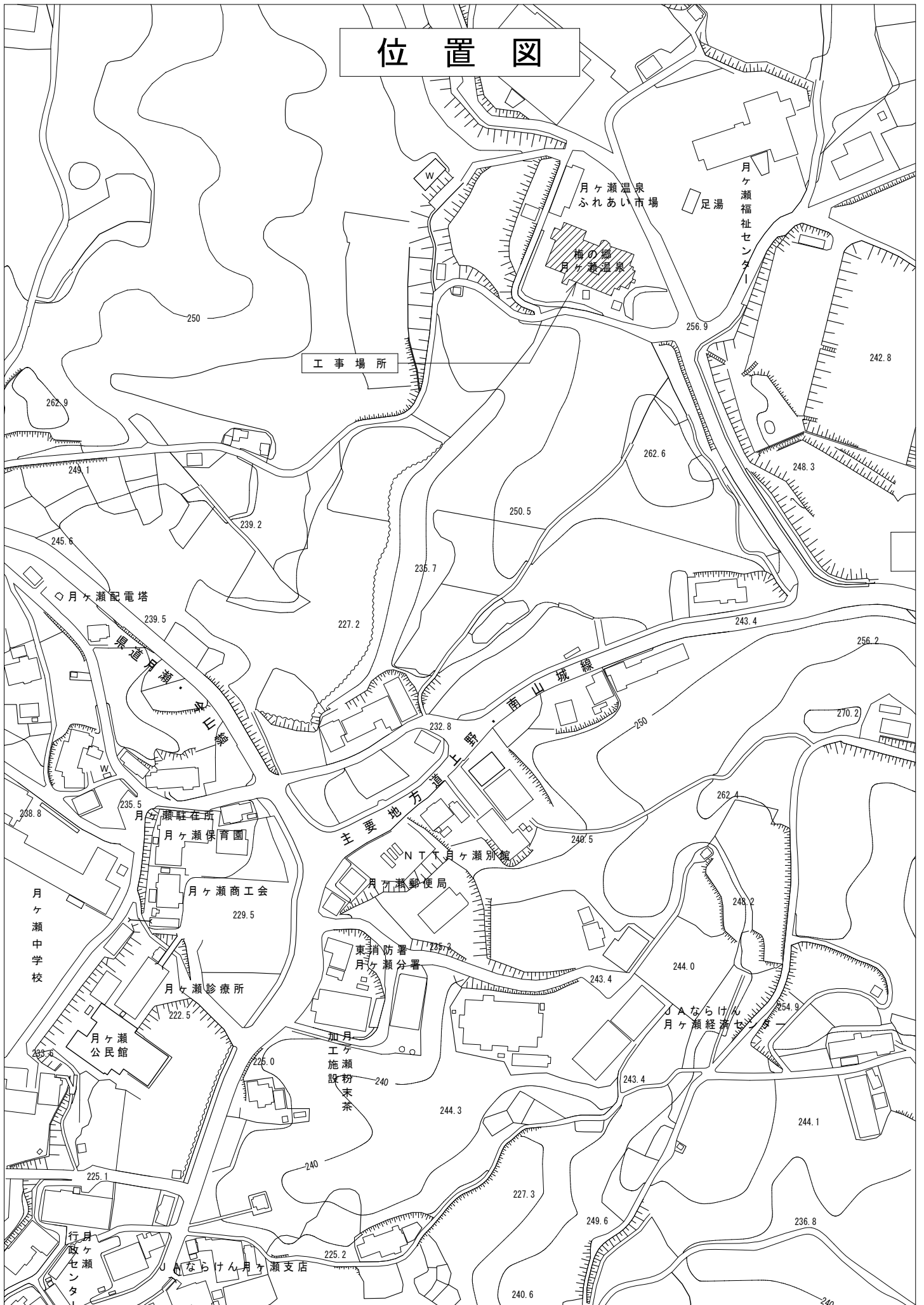
浴室改修(サウナ・露天風呂共)

展望露天風呂新設

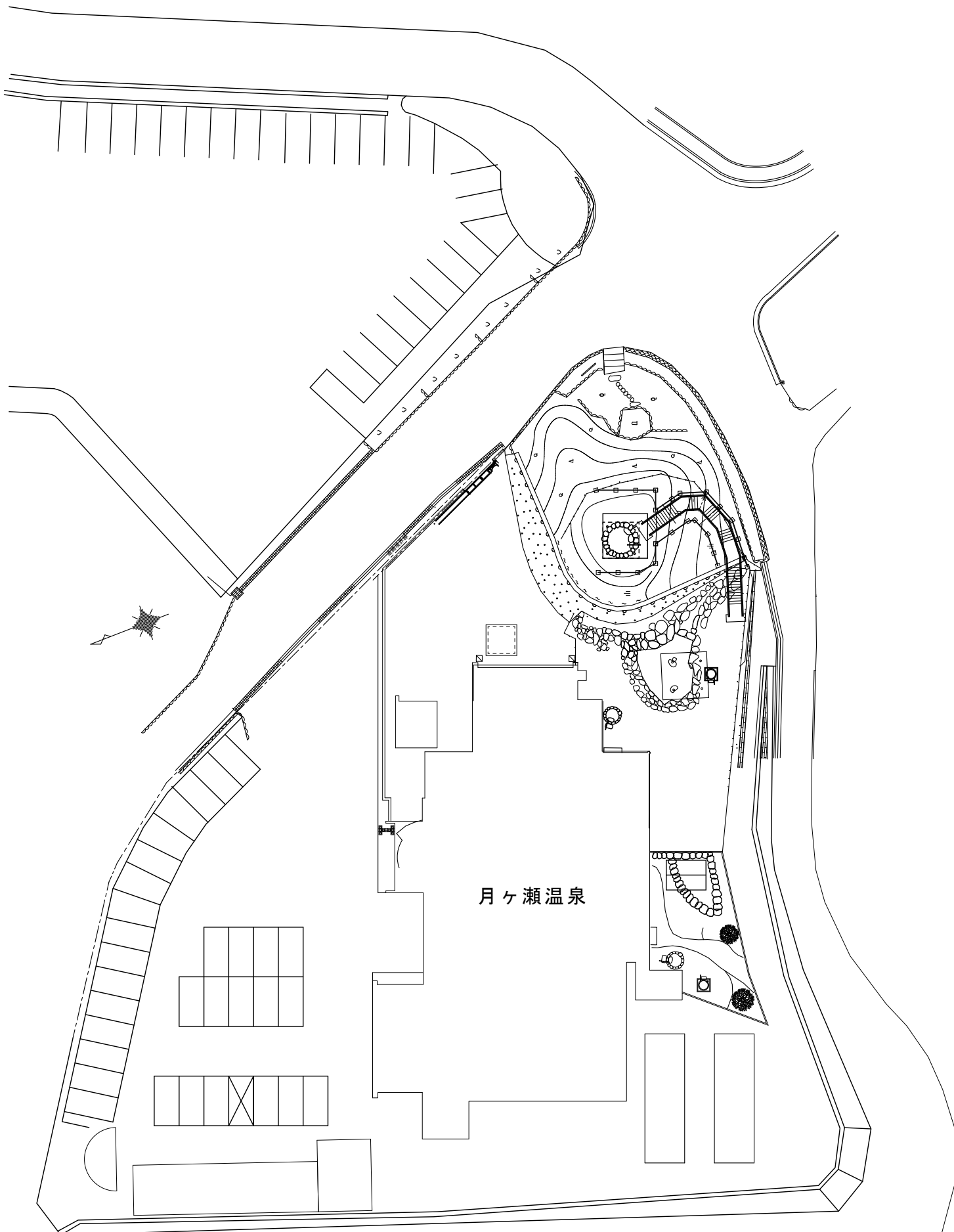
(4) 外構工事 一式

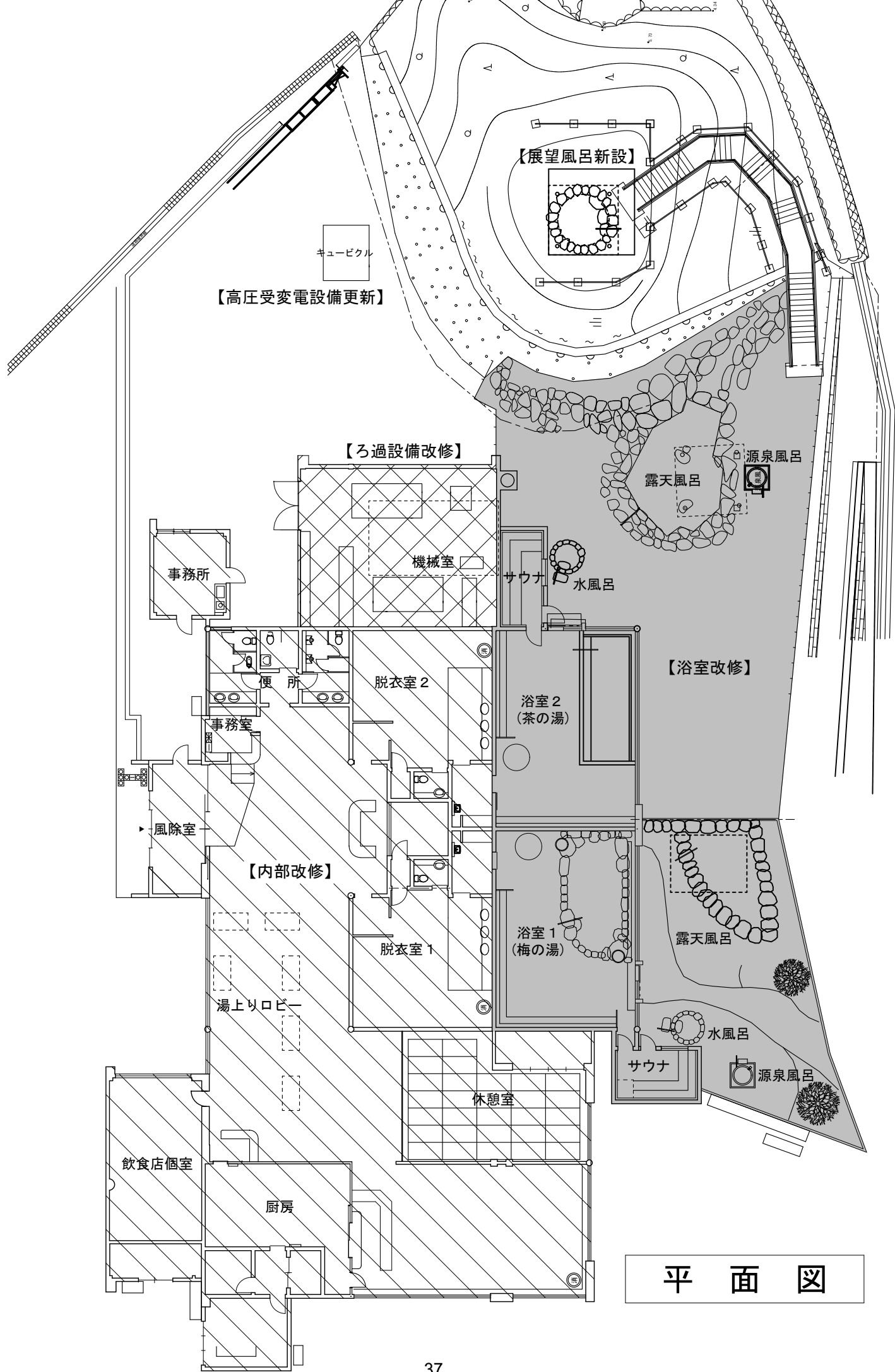
3. 工期 契約の日から平成26年1月31日まで

位置図



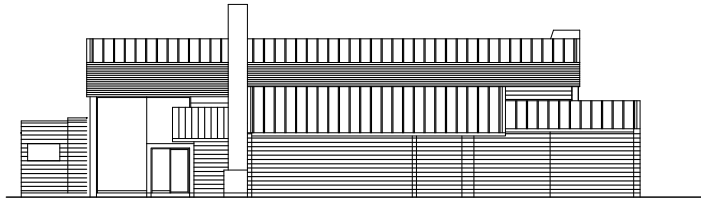
配置図



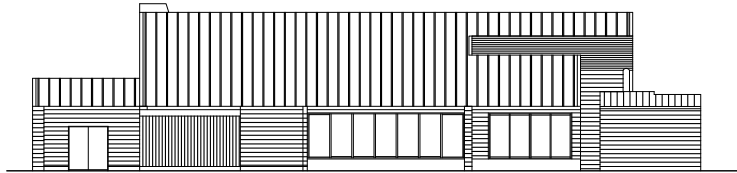


平 面 図

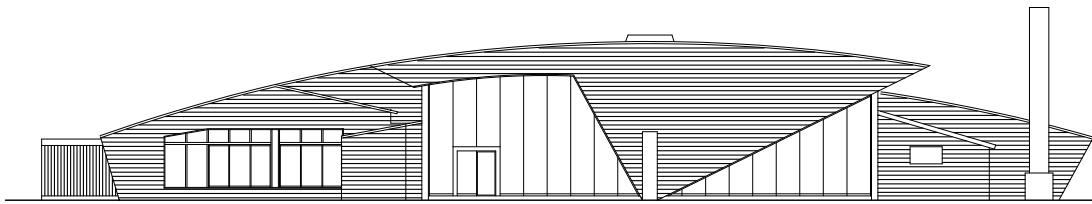
立面图



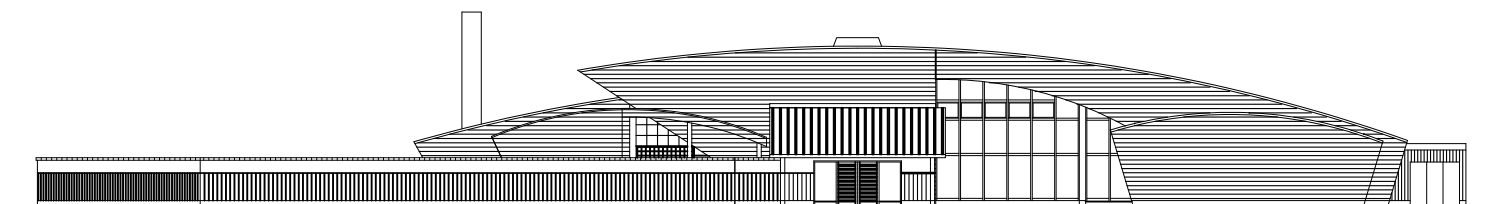
東面立面图



西面立面图



南面立面图



北面立面图

工事請負契約の締結について

(仮称)認定こども園青和幼稚園園舎改築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 (仮称)認定こども園青和幼稚園園舎改築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 333,965,100円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号
(仮称)認定こども園青和幼稚園園舎改築工事
平井建設・谷建設特定建設工事共同企業体
代表者 平井建設株式会社
代表取締役 平井 克
谷建設株式会社
代表取締役 谷 健兒

(仮称) 認定こども園青和幼稚園園舎改築工事の概要

1. 工事場所 奈良市百楽園四丁目1番1号

2. 工事規模

(1) 建築工事 一式

園舎改築工事

敷地面積 : 20,516.41 m²

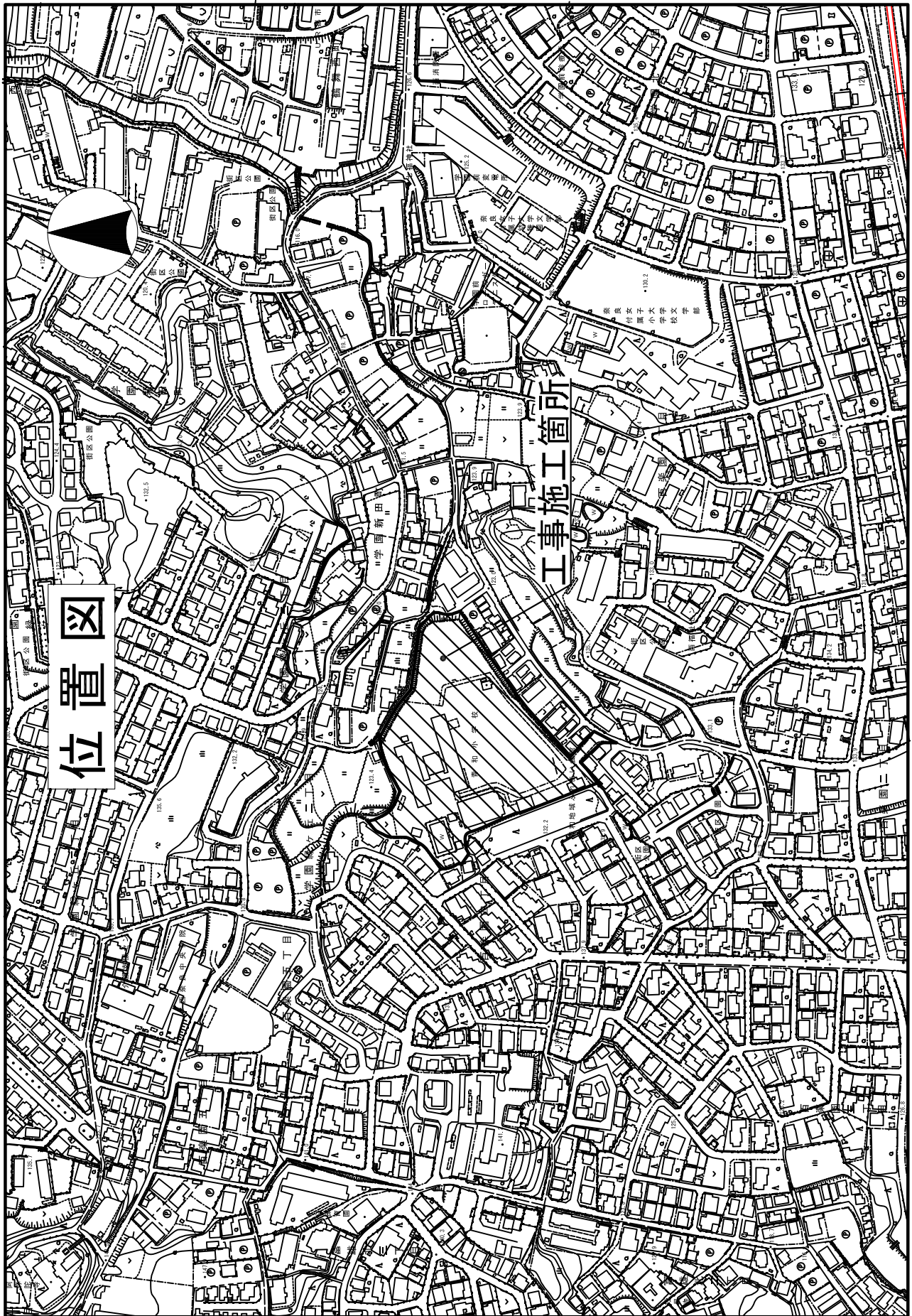
延床面積 : 1,448.12 m²

構造階数 : 鉄筋コンクリート造 2階建

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から平成26年3月25日まで



(仮称) 認定こども園青和幼稚園園舎改築工事

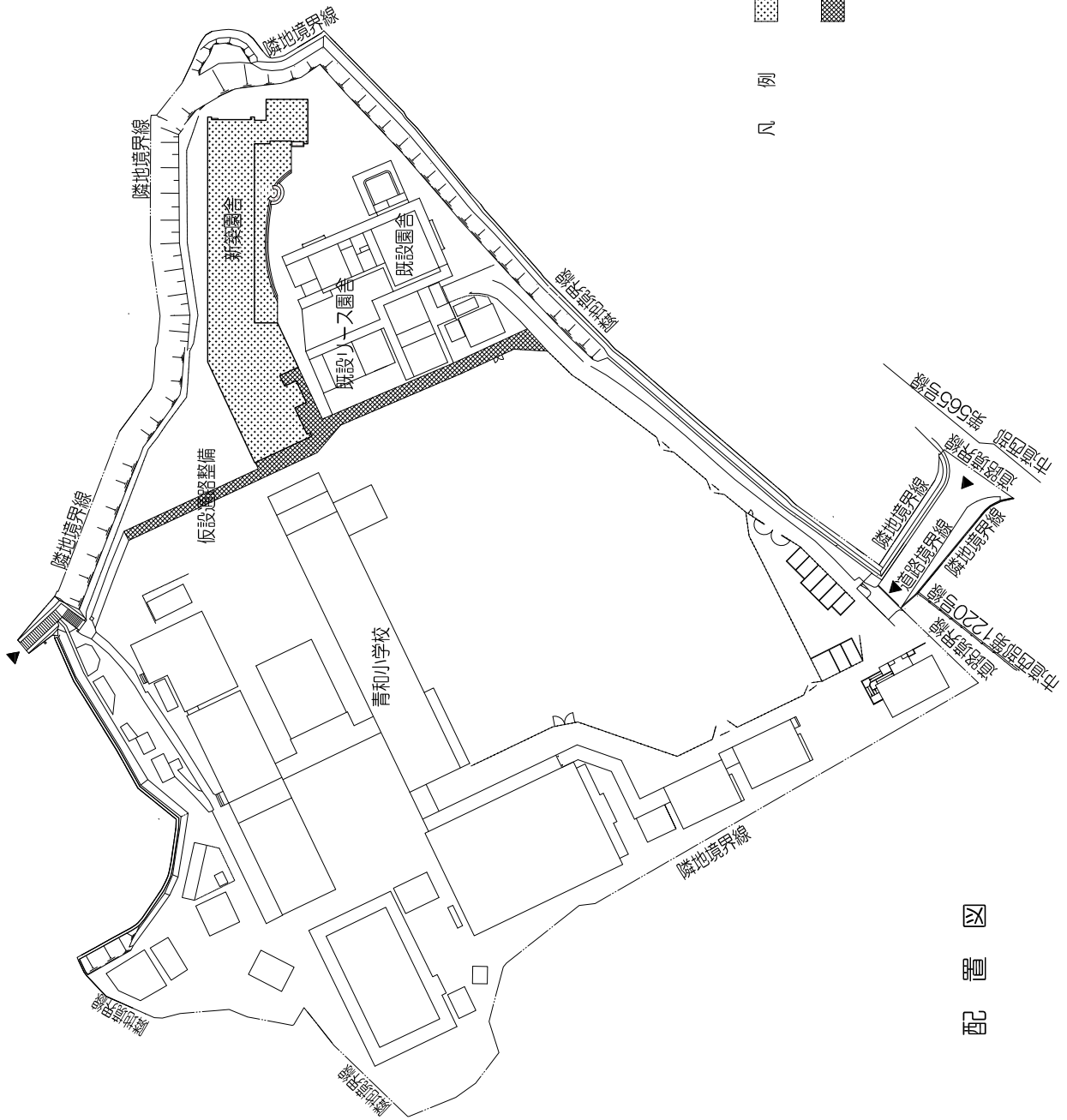
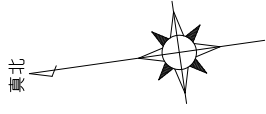
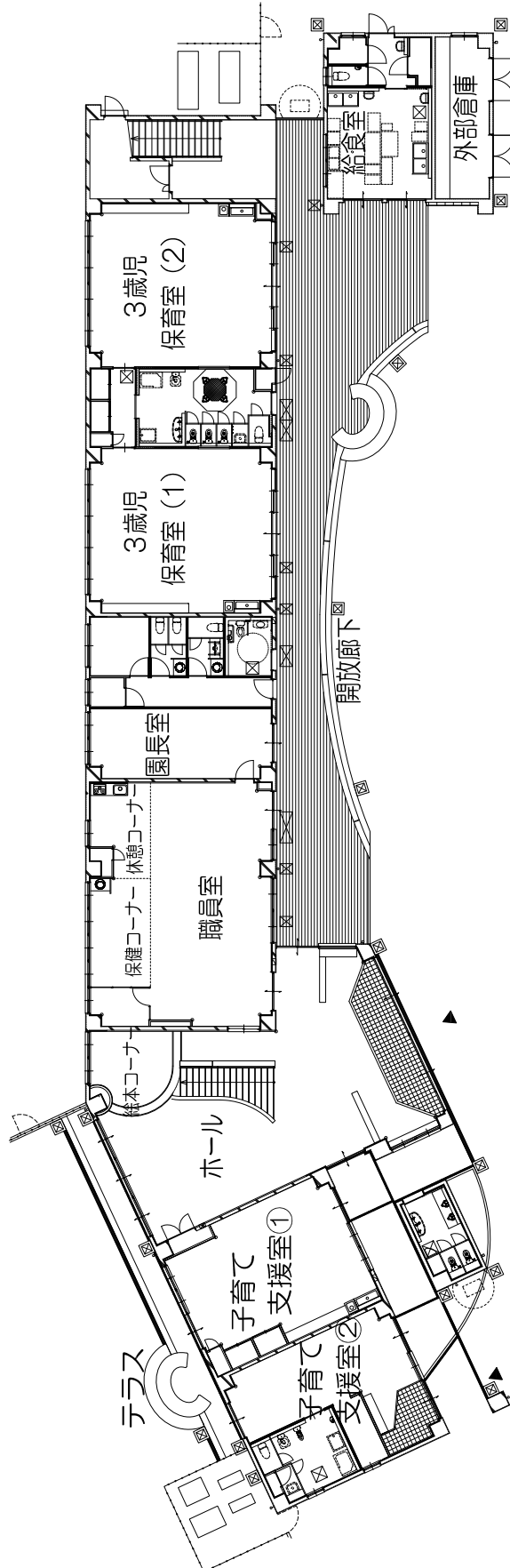
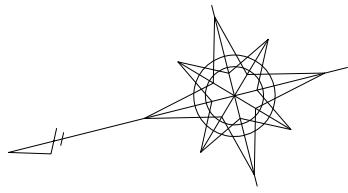
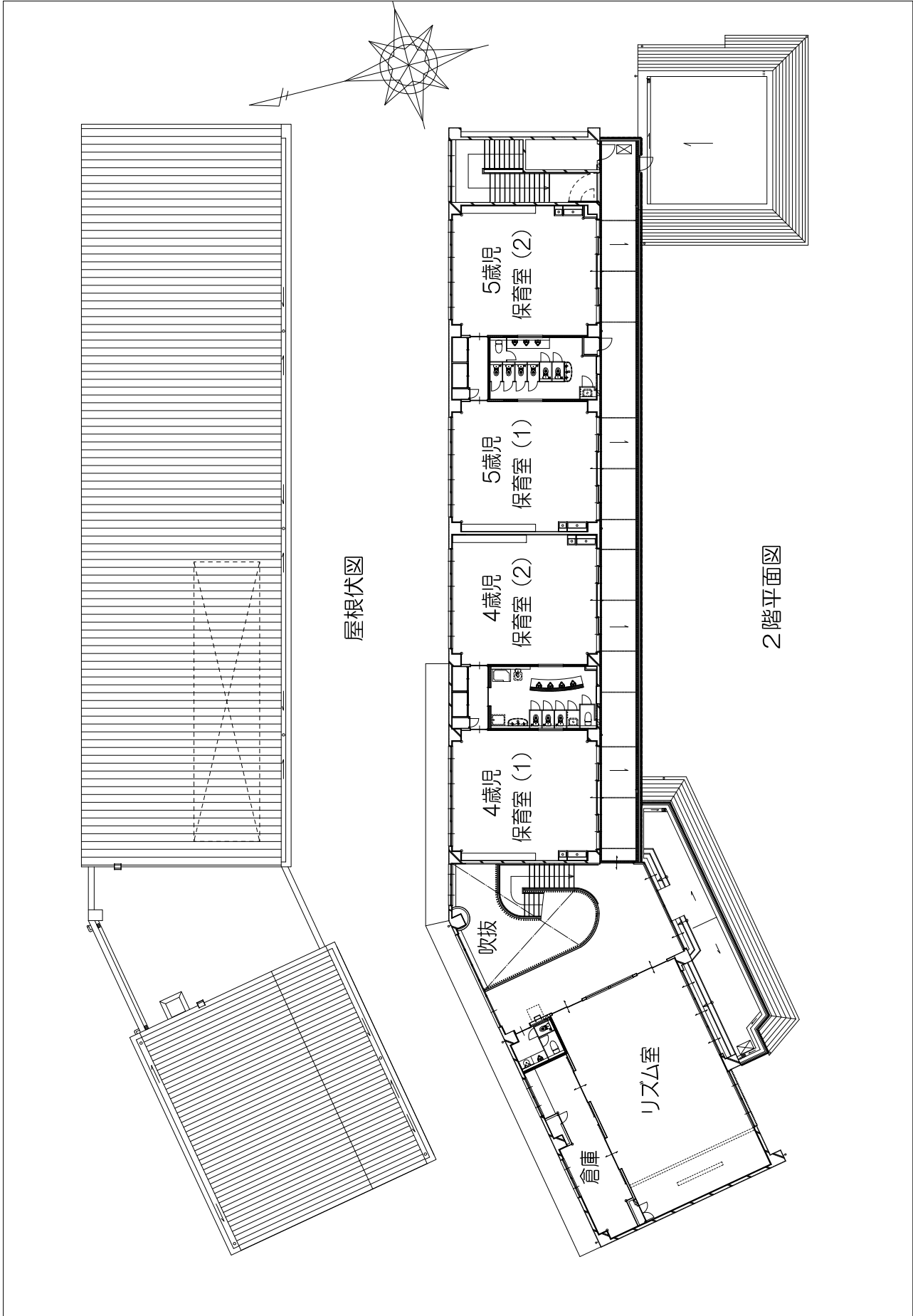


図 配置



1階平面図



和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年1月10日午後7時頃、奈良市三碓町地内において、市道西部第890号線と阪奈道路の立体交差を貨物トラックが通過した際に、内部の段差に車両が接触し荷台部分が損傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成25年8月19日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 1,970,020円